

## 児童福祉サービス

町民福祉課（総合ケアセンターゆくり内） ☎ 26-7872  
①②子育て支援グループ、③福祉グループ

ひとり親家庭や障がいのある児童のいる家庭に対し、児童福祉サービスを行っています。

**① 児童扶養手当** ひとり親家庭、一方の親が一定の障がいの状況にある家庭などで、18歳以下の子どもを療育している方などに支給されます。  
※18歳に達した後、最初の3月31日まで ※所得制限あり

- 支給額（月額）
  - ・児童1人  
〔全部支給〕 4万2,910円  
〔一部支給〕 4万2,900円～1万120円
  - ・児童2人目（加算額）  
〔全部支給〕 1万140円  
〔一部支給〕 1万130円～5,070円
  - ・児童3人目以降（加算額）  
〔全部支給〕 6,080円  
〔一部支給〕 6,070円～3,040円
- 支給時期  
2019年11月の支払いより年6回（奇数月）になり、それぞれの前月分までの2か月分が支給されます。
- 必要書類等  
①受給資格者および該当するお子さんの戸籍謄本（抄本）  
②世帯全員の住民票 ③請求者名義の口座通帳 ④印鑑  
⑤個人番号等 ⑥年金手帳

**② 特別児童扶養手当** 心身に障がいのある20歳未満の子ども福祉を増進する目的で該当する子どもを家庭で監護、療育している父母などに支給されます。  
※所得制限あり

- 支給額（月額）
  - ・1級 5万2,200円
  - ・2級 3万4,770円
- 支給時期  
原則として毎年4月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。
- 必要書類等  
①特別児童扶養手当認定診断書 ②受給資格者および該当するお子さんの戸籍謄本（抄本） ③世帯全員の住民票  
④特別児童扶養手当振込先口座申出書 ⑤印鑑 ⑥個人番号など

**③ 障害児福祉手当** 精神または身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。  
※所得制限あり

- 支給額（月額）  
1万4,790円
- 支給時期  
原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までが支給されます。
- 必要書類等  
①障害児福祉手当認定診断書 ②戸籍謄本 ③世帯全員の住民票 ④所得証明書 ⑤障がいのあるお子さん名義の通帳 ⑥身体障害者手帳、療育手帳 ⑦印鑑 ⑧個人番号カードまたは通知カード  
※事前に窓口へご相談ください

## 運転免許返納・適性相談臨時窓口

苫小牧警察署交通第一課企画係 ☎ 0144-35-0110  
厚真駐在所 ☎ 27-2510

免許返納および運転適性相談の臨時窓口を開設します。

- 運転免許証の自主返納を考えている方を対象とした、免許返納および運転適性相談の臨時窓口を開設します。免許証を自主返納した方は運転経歴証明書の申請も可能です。  
自主返納をご希望の方は、事前にご連絡をお願いします。なお、当日運転免許を返納後は車の運転ができませんのでご注意ください。
- 日 時 10月30日（水）13時～15時
- 場 所 厚真駐在所
- 持ち物 運転免許証、印鑑（シャチハタ可）  
※運転経歴証明書を申請する場合は下記も必要です  
・写真（6カ月以内に撮影したものの縦3cm×横2.4cm）  
・北海道収入証紙 1,100円（交付手数料、JAとまこまい広域で購入可能）

## 幼児教育・保育の無償化

町民福祉課 子育て支援グループ ☎ 26-7872  
（総合ケアセンターゆくり内）

10月から認定こども園などを利用する子どもの保育料が無償化されます。

- 無償化の対象
  - ・3～5歳の子ども保育料
  - ・0～2歳の市町村民税非課税世帯の子ども保育料
- その他の負担
  - ・給食費、教材費および延長保育利用料はこれまでどおり保護者の負担になります。
  - ・3～5歳の保育認定子どもの給食費のうち副食費（おかず、おやつなど）について、保育料に含まれていましたが、無償化に伴って保護者の負担になります。
  - ・年収360万円未満相当の世帯の子どもおよび一部の世帯の第3子以降の子どもについては、副食費が免除されます。

## 一時預かり保育が利用しやすくなります

町民福祉課 子育て支援グループ ☎ 26-7872  
（総合ケアセンターゆくり内）

10月から認定こども園の一時預かり保育の利用要件などが変わります。

一時預かり保育とは  
こども園に入園していない子どもが、保護者の通院やリフレッシュなどのために一時的にこども園を利用することができます。  
※利用については事前に申請が必要です  
※こども園の行事などの都合でお受けできない場合もあります

- ①対象年齢の拡大  
預かりの対象年齢が拡大されます。

変更前	変更後
満1歳6カ月以上	満1歳以上

- ②預かり理由の拡大  
リフレッシュなど私的理由による預かりも新たに対象になります。

利用の理由	利用可能期間	区 分
断続的な就労や求職活動など	平均週3日以内	非定期的預かり保育
通院や出産、冠婚葬祭など	原則として1カ月以内	緊急預かり保育
リフレッシュや社会参加など	週1日	私的理由による預かり保育

- ③利用料の変更  
これまでは日額でしたが、利用時間に応じた利用料になります。

	変更前	変更後	
	日 額	基本料金 (8時30分～11時30分)	1時間ごとの加算額 (11時30分～16時30分)
3歳以上の子ども	1,200円	400円	120円
3歳未満の子ども	1,600円	500円	150円

- ※11時30分以降の利用の場合、給食費105円（令和元年度は80円）がかかります  
※時間外の利用の場合、30分につき100円の延長利用料がかかります

- ④一時預かり保育の無償化  
町から「保育の必要性の認定」を受けた場合に、3～5歳の子どもは月額3万7,000円、0～2歳の非課税世帯の子どもは月額4万2,000円までの利用料が無償となります。  
※事前に申請が必要ですのでご相談ください

### 国道235号ウトナイ高架橋 補修工事に伴う通行止め

国道235号ウトナイ高架橋の補修工事を行うため、下記のとおり通行規制を実施します。道路利用者の皆さんには大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

**10月15日(火)～12月26日(木)**

※工事進捗により変更する場合があります

詳細はホームページでご確認ください。



問い合わせ 国土交通省北海道開発局 室蘭開発建設部 苫小牧道路事務所 ☎0144-72-5165

## 法 務 局 メ モ

### 登記・相続に関するQ&A

#### 第1回「登記しなくても大丈夫?」

Q 最近父が亡くなりましたが、父名義の不動産の登記は、そのままにしておいても大丈夫ですか?

A 相続登記はいつまでにしなければならないという決まりはありません。しかし、登記名義をそのまま放置しておく、次の問題が発生します。

- ①相続人のうち誰かが亡くなってしまうと新たな相続が発生するなど権利関係が複雑になってしまう。そのため相続人間のトラブルが発生しやすくなる。
- ②相続人が認知症などになってしまった場合、裁判所に成年後見人を選任してもらわなければならないなど、その手続に余分な時間や費用がかかってしまう。
- ③土地を売ったり、土地を担保にしてお金を借りることができない。
- ④相続登記の際に必要な住民票の除票などの書類が、保存期限の経過などにより取得することが困難になってしまう。


こういったさまざまな問題が発生しますので、相続登記は早めに行っておくことをお勧めします。ご不明な点は、法務局へお気軽にお問合せください。

次回は第2回「誰が相続人になるの?」をテーマにご案内します。

【お問い合わせ】  
札幌法務局苫小牧支局 ☎0144-34-7403  
<http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>

### 放課後児童クラブ支援員


- ①放課後児童クラブ支援員(時給)
- ②代替支援員

詳しくはホームページをご確認ください。 

問い合わせ：教育委員会 生涯学習課 社会教育グループ (青少年センター内) ☎27-2495

### こども園臨時職員

- ①保育士 ②看護師
- ③保育補助員 ④代替調理員

詳しくはホームページをご確認ください。 

問い合わせ：町民福祉課 子育て支援グループ (総合ケアセンターゆくり内) ☎26-7872

町ホームページ [<http://www.town.atsuma.lg.jp>] 町政情報 > 人事・採用 > 臨時職員の募集

## まちのアイドル

3歳以下のお子さんの写真を募集しています。住所、氏名(ふりがな)、生年月日、性別、両親の氏名(ふりがな)、電話番号を明記の上、まちづくり推進課企画調整グループへ。(メール) [kikaku@town.atsuma.lg.jp](mailto:kikaku@town.atsuma.lg.jp)



しょうどう こうたろうくん(3)



ほりかわ まさとくん(3)

## 住民票・マイナンバーカード 旧姓(旧氏)の併記が可能に

町民福祉課 町民生活グループ ☎26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)

住民票とマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記できるようになります。

11月5日(火)から住民票とマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記できるようになります。旧姓を併記すると、こんなときに役に立ちます。

- ・保険・携帯電話の契約や銀行口座が旧姓のまま引き続き使えます。
- ・就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます。

- 必要書類等
  - ・旧姓が記載された戸籍謄本など
  - ・マイナンバーカード(または通知カード)
- 注意事項
  - ・住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。
  - ・旧姓は一人に1つだけ登録することができます。

旧氏とは その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載されています

## 上厚真市街地に 光ブロードバンド施設の整備を行います

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎27-3179

上厚真市街地で光ファイバー網の整備工事を実施します。

町では上厚真市街地で、民間通信事業者による光ブロードバンドサービスの提供に向けて光ファイバー網の整備工事を実施します。 工事期間中、住民の皆さんにはご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。

- 工事時期  
令和2年3月ころまで
- サービス開始時期  
令和2年4月ころ  
※詳細は改めてお知らせします

## 乗って守ろうマイレール! 日高線 室蘭本線

出張のため、早来駅からJR室蘭本線を利用する宮坂町長



北海道旅客鉄道株式会社(JR北海道)は、平成28年11月に単独では維持困難な線区として10路線13線区を発表しました。 町にとって重要な生活交通である「日高線(苫小牧-鷗川)」「室蘭本線(沼ノ端-岩見沢)」もその線区に含まれています。 今後は持続的な鉄道網の確立に向け、JR北海道の徹底した経営努力を前提に、国、地方自治体、関係者などが必要な支援、協力を行っていくこととなります。 路線を維持するために最も効果的で誰にでも簡単にできる取り組みは、JRを利用することです。 地域の生活に不可欠なマイレールを守るためにも、マイカーではなく、たまにはJRを利用してみたいはいかががでしょう。

問い合わせ まちづくり推進課 企画調整グループ ☎27-3179